

保護者の皆様へ

大津市立真野中学校
校長 小上 泰代

台風等による非常時の対応について（お知らせ）

台風等による非常事態の発生やそのおそれのあるときは、生徒の安全を確保するため、臨時休校の措置をとることがありますので、下記のことをご承知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 暴風警報の発令時における措置

① 臨時休校

登校前において生徒は自宅待機とし、午前7時において「暴風警報」の発令中の場合は、臨時休校とします。

※途中で警報が解除になった場合も、その日は臨時休校となります。

※気象庁の「警報・注意報や天気予報の発表区域の図」では真野中学校区は「大津市南部」に入ります。

② 終業時刻の繰り上げ

登校後、暴風警報が発令された場合や暴風警報の発令が必至と判断される場合には、状況等を考慮し下校の措置をします。

2 その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）発令時における措置

原則的に平常授業を行います。この場合であっても、登下校時の生徒の安全確保が憂慮されるときは、特別の指示（臨時休校、始業開始時間および下校時間の変更等）を出すことがありますので、その場合は指示に従うようお願いいたします。

※ 臨時休校実施における授業振替について

学校が臨時休校となった場合は、その翌日の授業は、臨時休校となった日の授業で実施します。

（例）9月8日（木）が臨時休校の時は、翌9日（金）の授業は、休校日となった8日（木）の授業を行います。